

## 4 訂版の発刊にあたって

10%への消費税増税と軽減税率制度の導入、さらには4年間のインターバルを経た上での日本型インボイス制度の導入に向け、国税庁からは五月雨式にQ & Aの改訂版が公表されています。

無責任な風評被害に惑わされ、改正消費税への準備が遅れていませんか？ 今何をすべきなのか……最低限必要なことをここで整理してみませんか？

ポイントを要領よく整理すれば、わずかな期間でも十分に対策は可能です。最新の情報による改正消費税法のファイナルチェックが早急に必要です。

本書は令和元年7月に公表された最新のQ & Aを織り込んだ4訂版として発刊するものです。直前に迫った軽減税率制度とインボイス制度の導入に向け、まずは基本的かつ重要な事項を理解してもらうことを目的に執筆しました。なるべく読者の負担を抑えるべく、難しい用語は極力避け、平坦な言葉で解説することを心がけました。こういった理由から、あえて税法条文番号については附記しておりませんが、国税庁で公表しているQ & Aの番号が掲載してありますので参照してください。

令和元年10月からの軽減税率制度と区分記載請求書等保存方式の導入、さらには令和5年10月からスタートする適格請求書等保存方式への準備として、基礎知識の確認のために本書をご利用いただければ嬉しく思う次第です。

令和元年8月

税理士 熊王 征秀

## 第1部 激変する消費税制

- Q1 増税の時期と軽減税率制度…………… 12
- Q2 飲食料品の値段は本当に安くなる？…………… 14
- Q3 どのような事業者に影響があるか？…………… 16
- Q4 経過措置との関係は？…………… 18
- Q5 何が軽減税率の対象になるのか？…………… 20
- Q6 「外食」とは？…………… 22
- Q7 日本型インボイス制度…………… 26
- コラム 給付付き税額控除制度…………… 28

## 第2部 軽減税率

### 第1章 飲食料品

- Q8 飲食料品の範囲…………… 30
- Q9 適用税率の判定時期…………… 31
- Q10 畜産物、水産物の売買…………… 32
- Q11 家畜の飼料、苗木等の売買…………… 33
- Q12 水、氷の売買…………… 34

<b>Q13</b>	みりん、料理酒等の売買	35
<b>Q14</b>	原料の取扱い	36
<b>Q15</b>	食品添加物の取扱い	37
<b>Q16</b>	栄養ドリンク、健康食品	38
<b>コラム</b>	ペット用の健康食品を常用？	39
<b>Q17</b>	果物狩り、潮干狩り、釣り堀	40
<b>Q18</b>	自動販売機、通信販売	42
<b>Q19</b>	レストランへの食材販売と食材提供	43
<b>Q20</b>	送料の取扱い	44
<b>Q21</b>	コーヒー豆の販売と焙煎	45
<b>Q22</b>	コーヒーチケット	46
<b>Q23</b>	販売奨励金	48
<b>Q24</b>	委託販売手数料①	50
<b>Q25</b>	委託販売手数料②	52
<b>Q26</b>	お土産付きのパック旅行	53
<b>Q27</b>	カタログギフト	54
<b>コラム</b>	にわかドーナツクラブ（カナダ）	56

---

## **第2章 一体資産**

---

<b>Q28</b>	一体資産の取扱い	58
<b>Q29</b>	一体資産の判定①	60
<b>Q30</b>	一体資産の判定②	61
<b>Q31</b>	一括値引きとは？	62

Q32	一体資産の判定③	64
Q33	一括譲渡	65
Q34	包装材料の取扱い	66
Q35	保冷剤の取扱い	67
Q36	容器の取扱い	68
Q37	飲用後に回収される空びん	71
Q38	合理的な割合が不明な場合	72

---

### 第3章 外 食

---

Q39	社員食堂、学生食堂、セルフサービス	74
Q40	学校給食	75
Q41	学校給食の委託	76
Q42	ケータリング、出張料理、家事代行	77
Q43	出前、宅配	78
Q44	宅配（出前）とケータリングの境界線	79
Q45	会議室への配達（出前）	80
Q46	味噌汁付弁当の販売（飲食料品の取り分け）	81
Q47	テイクアウト、レジ前の菓子等の販売	82
Q48	食べ残しを持ち帰る場合	83
Q49	屋台、立ち食いそば	84
コラム	ピールケースは椅子なのか？	85
Q50	飲食店における缶飲料等の提供	86
Q51	フードコート	87

Q52	移動販売車での営業	88
Q53	イトインコーナー	89
Q54	休憩スペース	90
Q55	列車内でのサービス	91
Q56	てぶらバーベキュー	92
Q57	カラオケボックス、映画館	94
Q58	ホテル等における飲食料品の提供	95
Q59	有料老人ホームでの飲食料品の提供	96
Q60	病院食	97
コラム	世界三大珍味の税率（フランス）	98

### 第3部 中小企業の特例

Q61	売上税額の簡便計算	100
Q62	困難な事情とは？	102
Q63	仕入割合と10営業日割合	103
Q64	売上税額の簡便計算の選定単位	104
Q65	売上税額の簡便計算の計算例	106
コラム	世界一税率の高い国は？	109
Q66	10営業日割合の計算期間	110
Q67	売上税額の簡便計算の適用期間	111
Q68	仕入税額の簡便計算	112
Q69	製造業等に係る仕入税額の簡便計算の	

	適用	114
<b>Q70</b>	売上割合の計算方法	115
<b>Q71</b>	仕入税額の簡便計算の計算式	116
	コラム 物品税	117
<b>Q72</b>	仕入税額の簡便計算の適用期間	118
<b>Q73</b>	簡易課税制度の特例	120

## 第4部 インボイス制度

### 第1章 区分記載請求書

<b>Q74</b>	「区分記載請求書等保存方式」って何?…	124
<b>Q75</b>	記載事項に不備があった場合	126
<b>Q76</b>	白紙の領収書	127
<b>Q77</b>	区分記載請求書等の記載方法	128
<b>Q78</b>	コードによる表示①	132
<b>Q79</b>	総称での記載表示	133
<b>Q80</b>	コードによる表示②	134
<b>Q81</b>	まとめ記載による表示	135
<b>Q82</b>	全商品が軽減税率対象品目の場合	136
<b>Q83</b>	軽減税率対象品目がない場合	137
<b>Q84</b>	「適格請求書」との関係	138

Q85	免税事業者の取扱い①	140
Q86	免税事業者の取扱い②	141
Q87	旧税率と新税率がある場合の表示方法	142
Q88	値引きがある場合の表示方法	146
Q89	一括値引きがある場合の計算方法	147
Q90	一括値引きがある場合の表示方法①	148
Q91	一括値引きがある場合の表示方法②	149
Q92	販売奨励金の取扱い	150
Q93	仕入明細書・仕入計算書等の取扱い	152
Q94	少額取引の特例	154

---

## 第2章 適格請求書

---

Q95	仕入税額控除の要件	156
Q96	適格請求書発行事業者の登録①	158
Q97	適格請求書発行事業者の登録②	160
Q98	登録番号の構成	162
Q99	登録の取消し	163
Q100	適格請求書の記載事項	164
Q101	適格簡易請求書の記載事項	166
Q102	適格返還請求書の記載事項	168
Q103	記載事項に不備があった場合	170
Q104	適格請求書の名称と記載方法等	171
Q105	適格請求書発行事業者の義務	172

<b>Q106</b>	適格請求書が不要なケース……………	174
<b>Q107</b>	仕入明細書・仕入計算書等の取扱い…	176
<b>Q108</b>	立替金の取扱い……………	178
<b>Q109</b>	口座振替（振込）家賃の取扱い……………	179
<b>Q110</b>	売上税額の計算方法……………	180
<b>Q111</b>	仕入税額の計算方法……………	182
<b>Q112</b>	適格請求書導入後の会計データへの 入力……………	183
<b>Q113</b>	免税事業者からの仕入れ……………	186
索引……………		188

## 凡 例

- 消費税の軽減税率制度に関する Q & A（制度概要編）
  - ➡ 軽減 Q & A（制）
- 消費税の軽減税率制度に関する Q & A（個別事例編）
  - ➡ 軽減 Q & A（個）
- 消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関する Q & A ➡ インボイス Q & A
- 平成 31 年（2019 年）10 月 1 日以後に行われる資産の譲渡等に適用される消費税率等に関する経過措置の取扱い Q & A【具体的事例編】
  - ➡ 経過措置 Q & A（具）
- 消費税の軽減税率制度に関する取扱通達の制定について
  - ➡ 軽減通達

## 第1部●

# 激変する消費税制

## 増税の時期と軽減税率制度

### Q1

消費税の軽減税率制度とはどのようなものですか？  
新聞やニュースでいっとき話題になりましたが、その後どうなったのでしょうか？

【A】 消費税の税率は令和元年10月から10%になります。そこで、低所得者に対する配慮として、飲食料品と宅配新聞について8%の軽減税率を適用することとしています。

### ○三党合意による増税のシナリオは……

消費税は平成元年に3%の税率で導入されました。その後、平成9年4月から5%に増税され、さらには平成26年4月から8%に増税されて現在に至っています。

消費税率の引上げについては、野田政権（民主党）の時に、民主党・自民党・公明党の三党間で取り決められたものです。**社会保障と税の一体改革**に関する合意として「**三党確認書**」が作成され、消費税の税率は、平成26年4月から8%、1年半後の平成27年10月から10%に引上げになることが決定していたのです。

## ○安倍政権下における増税の延期とさらなる再延期

安倍政権は、三党合意に基づき消費税率を平成26年4月より8%に引き上げたものの、景気の状態が芳しくないことを理由に平成27年10月からの10%への増税を平成29年4月まで延期しました。

その後、さらなる増税の延期を決定したために、消費税率が10%になるのは令和元年10月からとなっています。

度重なる延期の発表により情報が錯綜し、国民は混乱しています。まずは正しい導入時期をしっかりと認識してください。

消費税率の **10%**への増税と **8%**の軽減税率の導入は

## 令和元年 10月1日

からです。

## 飲食料品の値段は本当に安くなる？

### Q2

飲食料品と宅配新聞は軽減税率が適用されるとのことですが、実際の価格は標準税率が適用される商品と比べて安くなるのでしょうか？

【A】 軽減税率の恩恵を実感できるかどうかは、価格の表示方法によって異なってくるように思います。

### ○内税と外税

商品などの値段の表示方法には「**内税**」と「**外税**」があります。「内税」とは、8%の税金を含んだ値段を表示する方法をいい、「外税」とは、税抜の本体価格だけを表示しておき、代金の請求あるいは受領の際に別途8%の消費税を請求する方法をいいます。

飲食料品に対する値段の表示方法が「外税」であれば、別途受領する消費税が8%となりますので、支払金額が軽減されることを実感することができますが、商店街の青果店や鮮魚店のように、「内税」で値段設定をしているような場合には、軽減税率の恩恵を実感することは難しいように思われます。

どのような値段設定をするにせよ、最終的に領収す

る金額が消費税込の金額となりますので、内税商品に含まれる消費税相当額を計算する場合には、次のように取引金額から消費税相当額を割り戻して計算することになります。

○税込 1,000 円の商品を販売する場合

雑貨品（標準税率）	$1,000 \text{ 円} \times \frac{10}{110} \doteq 90 \text{ 円}$
飲食料品（軽減税率）	$1,000 \text{ 円} \times \frac{8}{108} \doteq 74 \text{ 円}$



○税抜 1,000 円の商品を販売する場合

雑貨品（標準税率）	$1,000 \text{ 円} \times 10\% = 100 \text{ 円}$
飲食料品（軽減税率）	$1,000 \text{ 円} \times 8\% = 80 \text{ 円}$

## どのような事業者に影響があるか？

### Q3

当店は文具店であり、食料品などの軽減税率対象品は取り扱っておりません。したがって、軽減税率制度が導入された場合でも、特段実務に影響はないと考えています。

また、免税事業者については申告納税の義務がありませんので、同様に実務への影響はないと理解してよろしいでしょうか？

**A** 売上げに軽減税率対象品目がない場合であっても、例えば会議費として処理する茶菓子代は軽減税率が適用されます。また、定期購読している宅配新聞も軽減税率が適用されますので、経費の内訳を税率ごとに区分して処理しなければ、仕入控除税額が計算できません。

したがって、軽減税率制度は業種に関係なく、基本的にすべての事業者に影響するものと覚悟する必要があります。

### ○スーパーマーケット

飲食料品を取り扱うスーパーマーケットなどは、売

## 【著者略歴】

熊王 征秀（くまおう・まさひで）

山梨県出身。学校法人大原学園に税理士科物品税法の講師として入社し、在職中に酒税法、消費税法の講座を創設。その後、会計事務所勤務を経て税理士登録、独立開業。

現在、東京税理士会会員相談室委員、同調査研究部委員、東京地方税理士会税法研究所研究員、日本税務会計学会委員、大原大学院大学教授。

著書に、「クマオーの基礎からわかる消費税」（清文社）、「クマオーの消費税トラブルバスターⅡ」（ぎょうせい）などがある。

## 消費税 軽減税率・インボイス 対応マニュアル [4訂版]

平成 29 年 11 月 20 日 初版発行  
令和 元年 9 月 20 日 4 訂版



# 日本法令®

〒101-0032  
東京都千代田区岩本町1丁目2番19号  
<https://www.horei.co.jp/>

検印省略

著者 熊王 征秀  
発行者 青木 健次  
編集者 岩倉 春光  
印刷所 三 報 社  
製本所 国 宝 社

(営業) TEL 03-6858-6967 Eメール syuppan@horei.co.jp  
(通販) TEL 03-6858-6966 Eメール book.order@horei.co.jp  
(編集) FAX 03-6858-6957 Eメール tankoubon@horei.co.jp

(バーチャルショップ) <https://www.horei.co.jp/iec/>

(お詫びと訂正) <https://www.horei.co.jp/book/owabi.shtml>

※万一、本書の内容に誤記等が判明した場合には、上記「お詫びと訂正」に最新情報を掲載しております。ホームページに掲載されていない内容につきましては、FAXまたはEメールで編集までお問合せください。

- ・乱丁、落丁本は直接弊社出版部へお送りくださればお取替え致します。
- ・**JCOPY** (出版者著作権管理機構 委託出版物)

本書の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。複製される場合は、そのつど事前に、出版者著作権管理機構（電話 03-5244-5088、FAX 03-5244-5089、e-mail: info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。また、本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用であっても一切認められておりません。

© M.Kumaou 2019. Printed in JAPAN  
ISBN 978-4-539-72705-8